

『知的創造活動と知的財産 活用の手引き』内容の更新について

『知的創造活動と知的財産』冊子の『活用の手引き』につきまして、2013年の発行から約10年が経過し、その間に本書の掲載内容に更新がありましたので、記載内容の補足とあわせて、ここに正誤表形式で変更箇所を取りまとめます。また、掲載URLが変更されている箇所については、後段に集約して取りまとめているので、あわせてご確認ください。

頁	テキストの記載	現在
1	<p>公開特許公報等は、(独)工業所有権情報・研修館の下記URL、<a href="#">「特許電子図書館 (IPDL)」</a>でご覧になれます。</p> <p><a href="#">特許電子図書館</a> トップページ <a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl">http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl</a></p> <p>また、使い方については、下記URLにガイドブック・マニュアルが掲載されていますので、ご活用ください。</p> <p>【INPIT】<a href="#">特許電子図書館 (IPDL) マニュアル等</a> <a href="http://www.inpit.go.jp/ipdl/manual/guidebook.html">http://www.inpit.go.jp/ipdl/manual/guidebook.html</a></p>	<p>公開特許公報等は、(独)工業所有権情報・研修館の下記URL、<a href="#">「J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)」</a>でご覧になれます。</p> <p><a href="#">J-PlatPat</a> トップページ <a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/</a></p> <p>また、使い方については、下記URLにガイドブック・マニュアルが掲載されていますので、ご活用ください。</p> <p>【INPIT】<a href="#">パンフレット・マニュアル・講習会テキスト等の提供</a> <a href="https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html">https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html</a></p>
4	<p>知的創造サイクルについては、経済産業省の下記URLに記載されています。</p> <p>【知的創造サイクル-特許】<a href="#">経済産業省キッズページ</a> <a href="http://www.meti.go.jp/intro/kids/patent/06.html">http://www.meti.go.jp/intro/kids/patent/06.html</a></p>	<p><a href="#">(削除)</a></p>
5	<p>公開特許公報は、(独)工業所有権情報・研修館の下記URL、<a href="#">特許電子図書館 (IPDL)</a>でご覧になれます。</p> <p><a href="#">特許電子図書館</a>・トップページ <a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl">http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl</a></p> <p>※登録番号から検索する場合の手順</p> <p>①「<a href="#">初心者向け検索</a>」－「<a href="#">特許・実用新案の検索</a>」をクリック。</p> <p>②「<a href="#">文献番号索引照会</a>」をクリック。</p> <p>③種別は「<a href="#">登録</a>」を選択し、文献番号を入力し、「<a href="#">照会</a>」をクリック。</p> <p>④「<a href="#">リスト</a>」をクリック後、左欄の文献番号をクリック。</p>	<p>公開特許公報は、(独)工業所有権情報・研修館の下記URL、<a href="#">「J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)」</a>でご覧になれます。</p> <p><a href="#">J-PlatPat</a>・トップページ <a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/</a></p> <p>※登録番号から検索する場合の手順</p> <p>①トップページの「<a href="#">簡易検索</a>」欄に登録番号を入力し、「<a href="#">検索</a>」をクリック。</p>

6	<p>▶特許と実用新案では、例えば以下のような違いがあります。これらの違いについての詳しい説明は、前述の「知的財産権制度入門」の <u>52</u> ページを参照してください。</p> <p>■ 特許と実用新案の違い</p> <table border="1" data-bbox="268 331 826 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>特許</th> <th>実用新案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護対象</td> <td>物、方法、物を生産する方法の発明</td> <td>物品の考案に限定</td> </tr> <tr> <td>実態審査</td> <td>審査官が審査</td> <td>無審査</td> </tr> <tr> <td>権利の存続期間</td> <td>出願から 20 年</td> <td>出願から 10 年間</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>約 15 万円</td> <td>約 2 万円</td> </tr> </tbody> </table>		特許	実用新案	保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定	実態審査	審査官が審査	無審査	権利の存続期間	出願から 20 年	出願から 10 年間	費用	約 15 万円	約 2 万円	<p>▶特許と実用新案では、例えば以下のような違いがあります。これらの違いについての詳しい説明は、前述の「知的財産権制度入門」の <u>54</u> ページを参照してください。</p> <p>■ 特許と実用新案の違い</p> <table border="1" data-bbox="858 331 1426 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>特許</th> <th>実用新案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護対象</td> <td>物、方法、物を生産する方法の発明</td> <td>物品の考案に限定</td> </tr> <tr> <td>実態審査</td> <td>審査官が審査</td> <td>無審査</td> </tr> <tr> <td>権利の存続期間</td> <td>出願日から 20 年</td> <td>出願日から 10 年間</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>約 <b>18 万円</b></td> <td>約 2 万円</td> </tr> </tbody> </table>		特許	実用新案	保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定	実態審査	審査官が審査	無審査	権利の存続期間	出願日から 20 年	出願日から 10 年間	費用	約 <b>18 万円</b>	約 2 万円
	特許	実用新案																														
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定																														
実態審査	審査官が審査	無審査																														
権利の存続期間	出願から 20 年	出願から 10 年間																														
費用	約 15 万円	約 2 万円																														
	特許	実用新案																														
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定																														
実態審査	審査官が審査	無審査																														
権利の存続期間	出願日から 20 年	出願日から 10 年間																														
費用	約 <b>18 万円</b>	約 2 万円																														
8	<p>▶出願の際には、特許出願料(通常は 1 件あたり <u>15,000 円</u>)が必要になります (<u>2013 年 1 月時点</u>)。</p>	<p>▶出願の際には、特許出願料(通常は 1 件あたり <u>14,000 円</u>)が必要になります (<u>2023 年 9 月時点</u>)。</p>																														
8	<p>なお、実態審査を受けるためには、<u>118,000 円</u> + (4000 円 × 請求項の数) が必要となります (<u>2013 年 1 月時点</u>)。</p>	<p>なお、実態審査を受けるためには、<u>138,000 円</u> + (4000 円 × 請求項の数) が必要となります (<u>2023 年 9 月時点</u>)。</p>																														
8	<p>▶これら出願から設定登録までの手続きの詳細は、「知的財産権制度入門」(特許庁)の <u>24</u> ページ以降を参照してください。</p>	<p>▶これら出願から設定登録までの手続きの詳細は、「知的財産権制度入門」(特許庁)の <u>31</u> ページ以降を参照してください。</p>																														
9	<p>これらの番号を下記 URL、<u>特許電子図書館 (IPDL)</u> で検索することで、事例の詳細を見ることができます。</p> <p><u>特許電子図書館・トップページ</u>  <a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl">http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl</a>  ※登録番号から検索する場合の手順  ①「<u>意匠検索</u>」－「<u>意匠文献番号索引照会</u>」をクリック。  ②種別は「<u>登録</u>」を選択し、文献番号を入力し、「<u>照会</u>」をクリック。  ③「<u>リスト</u>」をクリック後、左欄の文献番号をクリック。</p>	<p>これらの番号を下記 URL、<u>J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)</u> で検索することで、事例の詳細を見ることができます。</p> <p><u>J-PlatPat・トップページ</u>  <a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/</a>  ※登録番号から検索する場合の手順  ①<u>トップページの「簡易検索」欄に登録番号を入力し、「検索」をクリック。</u></p>																														
10	<p>▶<u>画面デザイン</u>についても、体温計の液晶温度表示部や、携帯電話に表示される操作メニューの画面など、所定の要件を充たすものについては意匠による保護対象となります。</p> <p>詳細については、下記 URL を参照してください。  意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き  <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm</a>  ※「13. 表示部に表示される画像の意匠 (PDF 1,229KB)」をご覧ください。</p>	<p>▶詳細については、下記 URL を参照してください。  <u>意匠審査基準 第IV部 第1章 画像を含む意匠</u>  <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-04-01.pdf">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-04-01.pdf</a></p>																														
11	<p>権利期間は<u>登録</u>から <u>20 年</u>ですが、上記登録料の支払いが無い場合は権利が消滅します。</p>	<p>権利期間は<u>出願日</u>から <u>25 年</u>ですが、上記登録料の支払いが無い場合は権利が消滅します。</p>																														
12	<p>左の図の部分意匠は、くびれ部分のみ実線となっています。  (<u>IPDL</u> で検索して大きな図面で見るとよくわかります)</p>	<p>左の図の部分意匠は、くびれ部分のみ実線となっています。  (<u>J-PlatPat</u> で検索して大きな図面で見るとよくわかります)</p>																														

13	<p>これらの番号を下記 URL、<u>特許電子図書館(IPDL)</u>で検索することで、事例の詳細を見ることができます。</p> <p>特許電子図書館・トップページ</p> <p><a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl">http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl</a></p> <p>※登録番号から検索する場合の手順</p> <p>①「<u>初心者向け検索</u>」－「<u>商標の検索</u>」をクリック。</p> <p>②「<u>商標文献番号索引照会</u>」をクリック。</p> <p>③種別は「<u>登録</u>」を選択し、文献番号を入力し、「<u>照会</u>」をクリック。</p> <p>④「<u>リスト</u>」をクリック後、左欄の文献番号をクリック。</p>	<p>これらの番号を下記 URL、<u>J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)</u>で検索することで、事例の詳細を見ることができます。</p> <p><u>J-PlatPat</u> トップページ</p> <p><a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/</a></p> <p>※登録番号から検索する場合の手順</p> <p>①<u>トップページの「簡易検索」欄に登録番号を入力し、「検索」をクリック。</u></p>																								
14	<p>▶「<u>商標</u>」と「<u>標章</u>」の違い：標章は「<u>文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合</u>」で、商標はその中でも特に商品やサービスに用いられるものを指します。つまり、道路標識などは標章ですが、商品やサービスに用いられているわけではないため、商標ではない、ということになります。</p>	<p>▶「<u>商標</u>」と「<u>標章</u>」の違い：標章は「<u>文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音</u>」などで、商標はその中でも特に商品やサービスに用いられるものを指します。つまり、道路標識などは標章ですが、商品やサービスに用いられているわけではないため、商標ではない、ということになります。</p>																								
15	<p>■ 権利存続期間</p> <table border="1" data-bbox="268 891 826 1236"> <thead> <tr> <th>知的財産の種類</th> <th>権利期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 許</td> <td>出願日から 20 年間</td> </tr> <tr> <td>実 用 新 案</td> <td>出願日から 10 年間</td> </tr> <tr> <td>意 匠</td> <td>登録日から 20 年間</td> </tr> <tr> <td>商 標</td> <td>登録日から 5 年間 または 10 年間 (登録料によって異なる) ただし、何度でも更新が可能)</td> </tr> <tr> <td>著 作 権</td> <td>著作者の生存期間 および死後 50 年まで</td> </tr> </tbody> </table>	知的財産の種類	権利期間	特 許	出願日から 20 年間	実 用 新 案	出願日から 10 年間	意 匠	登録日から 20 年間	商 標	登録日から 5 年間 または 10 年間 (登録料によって異なる) ただし、何度でも更新が可能)	著 作 権	著作者の生存期間 および死後 50 年まで	<p>■ 権利存続期間</p> <table border="1" data-bbox="858 891 1423 1236"> <thead> <tr> <th>知的財産の種類</th> <th>権利期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 許</td> <td>出願日から 20 年間</td> </tr> <tr> <td>実 用 新 案</td> <td>出願日から 10 年間</td> </tr> <tr> <td>意 匠</td> <td>出願日から <b>25 年間</b></td> </tr> <tr> <td>商 標</td> <td>登録日から 5 年間 または 10 年間 (登録料によって異なる) ただし、何度でも更新が可能)</td> </tr> <tr> <td>著 作 権</td> <td>著作者の生存期間 および死後 <b>70 年</b>まで</td> </tr> </tbody> </table>	知的財産の種類	権利期間	特 許	出願日から 20 年間	実 用 新 案	出願日から 10 年間	意 匠	出願日から <b>25 年間</b>	商 標	登録日から 5 年間 または 10 年間 (登録料によって異なる) ただし、何度でも更新が可能)	著 作 権	著作者の生存期間 および死後 <b>70 年</b> まで
知的財産の種類	権利期間																									
特 許	出願日から 20 年間																									
実 用 新 案	出願日から 10 年間																									
意 匠	登録日から 20 年間																									
商 標	登録日から 5 年間 または 10 年間 (登録料によって異なる) ただし、何度でも更新が可能)																									
著 作 権	著作者の生存期間 および死後 50 年まで																									
知的財産の種類	権利期間																									
特 許	出願日から 20 年間																									
実 用 新 案	出願日から 10 年間																									
意 匠	出願日から <b>25 年間</b>																									
商 標	登録日から 5 年間 または 10 年間 (登録料によって異なる) ただし、何度でも更新が可能)																									
著 作 権	著作者の生存期間 および死後 <b>70 年</b> まで																									
17	<p>保護期間については、国によって異なります。<u>例えばアメリカであれば、創作時点から権利が発生する点は同じですが、原則として著作者の死後 70 年間権利が保護されます。</u></p>	<p>保護期間については、国によって異なります。<u>(以降削除)</u></p>																								
20	<p>A: 著作者に無断でインターネット上に掲載された著作物は「<u>海賊版</u>」と呼ばれ、これをダウンロードすることは著作権法によって禁止されており、刑事罰の対象にもなります。</p>	<p>A: 著作者に無断でインターネット上に掲載された著作物は「<u>海賊版</u>」と呼ばれ、これを<u>違法なもの</u>と知りながらダウンロードすることは著作権法によって禁止されており、刑事罰の対象にもなります。</p>																								

参考 web ページの URL 更新について

頁	テキストの記載	現在
1	【オルファ】誕生秘話 <a href="http://www.olfa.co.jp/ja/contents/">http://www.olfa.co.jp/ja/contents/</a>	【オルファ】折る刃式カッターナイフの誕生秘話 <a href="https://www.olfa.co.jp/birth_of_olfa_cutter.html">https://www.olfa.co.jp/birth_of_olfa_cutter.html</a>
2	【PILOT】消える筆記具フリクション <a href="http://www.pilot.co.jp/frixion/info/index.html">http://www.pilot.co.jp/frixion/info/index.html</a>	【PILOT】こすると消えるフリクション インキの秘密 <a href="https://www.frixion.jp/ink/">https://www.frixion.jp/ink/</a>
4	【知的創造サイクル-特許】経済産業省キッズページ <a href="http://www.meti.go.jp/intro/kids/patent/06.html">http://www.meti.go.jp/intro/kids/patent/06.html</a>	(現在 該当ページなし)
6	【お知らせ】経済産業省 特許庁 <a href="http://www.jpo.go.jp/index/kouhou.html">http://www.jpo.go.jp/index/kouhou.html</a>	【特許庁】説明会テキスト <a href="https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/index.html">https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/index.html</a>
7	有名商品の知的財産権の事例は、日本弁理士会の下記 URL に紹介されています。 ヒット商品を支えた知的財産権 <a href="http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/hits/">http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/hits/</a>	有名商品の知的財産権の事例は、日本弁理士会の下記 URL に紹介されています。 ヒット商品を支えた知的財産権 <a href="https://www.jpaa.or.jp/info/hit_item/">https://www.jpaa.or.jp/info/hit_item/</a>
8	農林水産省 品種登録ホームページ <a href="http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.html">http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.html</a>	農林水産省 品種登録ホームページ <a href="https://www.hinshu2.maff.go.jp/">https://www.hinshu2.maff.go.jp/</a>
10	意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h23_zumen_guideline.htm</a>	意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html</a>
15	【特許庁】地域団体商標 MAP <a href="http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/tiikibrand/map_sakuin.pdf">http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/tiikibrand/map_sakuin.pdf</a>	【特許庁】地域団体商標ガイドブック <a href="https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html">https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html</a>
16	特許庁ホームページ (模倣品対策) <a href="http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/index/mohouhin.htm">http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/index/mohouhin.htm</a>	特許庁ホームページ (模倣品対策) <a href="https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/index.html">https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/index.html</a>
18	学校における教育活動と著作権 <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf</a>	学校における教育活動と著作権 令和5年度改訂版 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93869701_01.pdf">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93869701_01.pdf</a>
19	【文化庁】違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html</a>	【文化庁】違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/</a>
20	【経済産業省】コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/downloadfiles/121226-1.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/downloadfiles/121226-1.pdf</a>	【経済産業省】コンテンツ産業 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/index.html</a>

以上